

第1章

「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

(子どもからお年寄りまで安心して暮らせる健康福祉の先進都市の形成)

1-1-1 健康で安心した生活ができる環境の整備

《現状と課題》

これまで本市では、市民一人ひとりが生涯を通じて健康で安心した生活ができるよう、保健・医療施設や救急医療体制の整備を進めるほか、平成15年度の中核市移行に伴い設置された市の保健所に関する業務を推進してきました。

一方、高齢化の進行や生活習慣の変化により、医療機関受診者や救急患者の増加など、医療に対する需要が増大しています。さらに、医師・看護師の不足や、診療時間外の不要不急な受診などによる医療現場の負担が社会問題化しています。

こうした状況の中、安定した保健医療サービスを提供し続けるためには、保健・医療・福祉の関係機関が連携を強化しながら、地域医療・救急医療体制の充実を図るとともに、市民に医療機関の役割分担を理解してもらい、適正な受診を求めていく必要があります。

また、特定疾患治療研究事業^(注9)の受給者（難病患者）や結核患者等が安心して療養できるような病気・療養に関する相談体制の充実等の支援が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民が身近な地域で、適切かつ良質な医療を受けられ、安心して生活できる環境が整っている状態

〔施策の方針〕

疾病の状況に応じて適切な医療が受けられる環境を整備するために、地域にある保健・医療・福祉資源を有効活用するとともに、病院や診療所等の医療機関相互の連携と機能分担の促進、救急医療体制の充実に努めます。また、難病患者等が安心して療養できるよう支援します。

《施策の方向》

施策1) 保健・医療・福祉の連携推進

市民が、住み慣れた地域でいつまでも健康で安心して暮らし続けられるように、保健所・保健センター・夜間休日急病診療所及び地域包括支援センター等を複合する新保健所をはじめとした必要な保健・医療施設の整備等により、保健・医療・福祉サービスの連携を推進し、地域医療体制の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・保健所・保健センター・夜間休日急病診療所及び地域包括支援センター等の複合施設の整備
- ・地域リハビリテーション^(注10)の推進
- ・在宅医療体制の推進

施策2) 救急医療体制の充実

市民の急病等に対応するために、救急医療体制を充実させます。また、救急医療への理解を広めるために、広報紙やイベント等を通して、医療機関への適正な受診を呼びかけます。

〔主な取り組み〕

- ・ 救急医療機関ネットワーク・夜間休日急病診療所等による救急医療体制の充実
- ・ 医療機関への適正な受診の周知・啓発
- ・ 救命救急センターの充実

施策3) 適切な医療の確保

今後も適切な医療を確保するために、施設の充実や、医療を支える人材の確保に努めます。また、医療機関に対し安全管理体制の確保に向けた指導を行います。さらに、医療供給体制の変化にあわせて、老朽化した市立医療センターの建替えを含めた対応を検討します。

〔主な取り組み〕

- ・ 市立医療センター・市立リハビリテーション病院の機能の充実
- ・ 看護師等の安定的確保
- ・ 適切な医療提供のための医療機関への立入検査

施策4) 難病患者等の療養支援体制の充実

難病患者や結核患者等の不安等を解消するため、相談や療養に必要な指導等による支援を充実させます。また、難病等の患者が安心して療養できるように、医療費の公費負担を行います。

〔主な取り組み〕

- ・ 難病患者訪問相談の推進
- ・ 地域DOTS^(注11)支援による結核の治癒・再発防止

1-1-2 健康な生活のための予防体制の確立

《現状と課題》

これまで本市では、市内4カ所に保健センターを設置し、健康増進や生活習慣病の予防に関する意識啓発、妊娠・出産・子育てに関する相談・指導、がん検診・乳幼児への総合的な健診等、予防体制の確立に向けた各種施策を進めてきました。

市民の各種検診・健康診査に対する関心も高くなってきています。また、インフルエンザ・結核等の感染拡大防止策はより重要となっています。

こうした状況に対して、健康の保持増進を進めていくためには、各種検診の受診率・予防接種の接種率の向上のほか、感染症に関する知識の普及・啓発・相談や、各種検診のさらなる充実が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民の健康に対する意識が高まるとともに、市民自らが各種検診・健康診査・教育・相談等を活用し、健康の保持増進を目指している状態

〔施策の方針〕

健康の保持増進を進めていくために、市民が自ら健康づくりを実践できるように、その動機づけとなる事業を充実させるとともに、各種検診・健康診査・教育・相談等のサービスを一層充実させます。また、感染症の予防のために、正しい知識の普及を図り、迅速で正確な情報を提供します。

《施策の方向》

施策1) 健康づくり・疾病に関する意識啓発

市民一人ひとりの健康増進のために、食育や歯科疾患等の啓発活動により自ら健康づくりを実践する市民を支援します。あわせて、感染症等についての正しい知識の周知及び検査の呼びかけを行います。

〔主な取り組み〕

- ・乳幼児の健康・事故防止教育の推進
- ・食生活改善・食育の推進
- ・生活習慣病・感染症・歯科疾患の予防啓発の推進

施策2) 相談・指導体制の充実

心身の健康に関する不安を取り除くために、妊産婦・乳幼児・成人の健康管理等について、電話、面接、訪問等による相談・指導体制を充実させます。

〔主な取り組み〕

- ・母子健康手帳交付時の保健指導の推進
- ・妊産婦・新生児・乳幼児等訪問の推進
- ・各種健康相談・教室の充実

施策3) 検診・健康診査・予防接種の充実

乳幼児の健全な育成や市民の健康な生活のため、各種検診・健康診査・予防接種を充実させます。

〔主な取り組み〕

- ・妊婦・乳幼児健康診査の推進
- ・歯科検診の推進
- ・各種がん検診の推進
- ・予防接種の推進

施策4) 健康危機管理の強化

感染症予防のための情報発信や相談体制の充実を図るとともに、食と生活環境の安全確保のための食品営業施設と生活衛生関係施設への立ち入り検査を実施します。

感染症や食中毒が発生した際には、拡大防止と再発防止を図るため、関係機関との連携をとりながら、接触者調査等の疫学調査^(注12)を徹底します。

また、新たな感染症の発生等に備えて、「新型インフルエンザ対策行動計画」等の改定や業務継続計画（BCP）の策定等、健康危機管理体制を強化します。

〔主な取り組み〕

- ・食中毒予防対策の推進
- ・感染症・食中毒検査業務の充実
- ・施設等における集団感染予防の推進
- ・結核予防対策の推進
- ・健康危機対応に備えた業務継続計画（BCP）の策定

1-2-1 地域福祉の体制整備

《現状と課題》

本市では、市内の24地区コミュニティすべてに設置されている地区社会福祉協議会をはじめとした様々なボランティア団体により、地域ぐるみの福祉活動が行われています。また、市は地域福祉支援員を配置し、出前講座やたすけあいの会^(注13)の立ち上げの支援を行ってきました。これらにより、地域活動への関心が高まり、ミニデイサービス^(注14)等の各種活動を担うボランティアの人数は増加してきています。

一方で、高齢化率が30%を超えている地区があることに加えて、高齢化が今後も進むことが想定され、各種福祉サービスのニーズが増大することが予想されます。

こうした状況の中、市民一人ひとりが生き生きと暮らしていける地域をつくるためには、地区社会福祉協議会活動やたすけあいの会等の活動への支援が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

地域の間関係が深まり、毎日の暮らしの中でともに楽しみ、困ったときには相互に助け合うことができるような、市民相互のコミュニケーションが活性化している状態

〔施策の方針〕

市民が互いに助け合うことができる状況をつくるために、地域で支える福祉への理解と参加を促すとともに、地区社会福祉協議会の運営やたすけあいの会の立ち上げ等、地域ぐるみの活動を支援します。

《施策の方向》

施策1) 福祉活動のための体制整備

市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、地域住民がお互いに支えあえるような仕組みが必要であるため、地域ぐるみの福祉活動への理解と参加を支援する体制を整備していきます。

〔主な取り組み〕

- ・地域ぐるみの福祉活動の啓発・支援

施策2) 福祉団体等の育成・支援

地域の課題をより身近なところで支えるため、社会福祉協議会や、ボランティア団体・福祉団体等を育成・支援します。

〔主な取り組み〕

- ・民生児童委員協議会の支援
- ・福祉のボランティア活動をしている団体の育成・支援
- ・社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）の支援

1-2-2 次代を担う子どもの育成

《現状と課題》

核家族化や地域コミュニティの弱体化によって、家庭や地域の子育て力が低下し、親の不安感や負担感が増大しています。また、厳しい経済状況も影響し就労意向を持った女性が増加したため、保育所の待機児童が増加するとともに、価値観やライフスタイルの変化により、子育て・保育に対するニーズも多様化しています。さらに、都市化によって、子どもが自由にのびのびと遊べる自然豊かな環境が次第に失われています。

こうした状況の中、子どもを産み育てやすく、また子どもが健やかに育つ環境を整えるためには、保育所定員の拡大や保育サービスの拡充とともに、関係機関が連携して妊娠から子育てまで切れ目なく支援する体制の充実が求められています。また、子どもが多様な世代と交流を持つ機会の充実や、遊びを通じて友達づくりや規範意識の形成ができる場をつくることが求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

行政と地域社会が連携して子どもの状況に応じた支援を行う体制が整備され、地域の中で安心して楽しく子育てができ、子どもがのびのびと育っている状態

〔施策の方針〕

子育てに関する不安感・負担感を解消するため、相談体制の充実や関係機関の連携による専門的な支援、地域のネットワークづくり等を推進します。また、保育所の待機児童の増加に対応するため、定員の拡大等に努めるとともに、多様な保育サービスの充実を図ります。さらに、早い段階から個々の発達に応じた適切な支援を行うために、相談機関や療育機関の拡充に努めます。

《施策の方向》

施策1) 子育て支援サービスの充実

子育てに関する不安感・負担感を解消するために、情報交換の場や相談体制の充実を図ります。また、地域と連携して子育て支援を行うためのネットワークを構築します。

〔主な取り組み〕

- ・子育て支援ネットワークの構築
- ・子育て支援コーディネーターによる相談・情報提供

施策2) 児童の保護、健全育成

児童の健全育成を図るため、児童ホームや放課後ルーム等において、適切な遊びや生活の場を提供します。

また、子どもを虐待等から守るため、関係機関と連携しながら家庭児童相談事業等の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・児童ホームでの多世代間交流機会の充実
- ・児童ホームの整備
- ・家庭児童相談の推進

施策3) 保育の充実

子育てしやすい環境づくりのために、多様化する保育ニーズに応じた一時保育、病児・病後児保育等の各種保育サービスの充実や保育所定員の拡大を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・ 待機児童対策の推進
- ・ 保育所耐震化対策の推進
- ・ 一時保育事業の推進

施策4) 療育支援の充実

子どもの障害の早期発見・早期療育に対応するために、相談体制の充実を図るとともに、多様な専門性にもとづく療育事業を実施します。

また、関係機関との連携により、発達に応じた適切な支援が就学後も継続されるよう取り組みます。

〔主な取り組み〕

- ・ 巡回相談の推進
- ・ 療育施設の拡充

施策5) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定のため、自立促進に向けた子育て・生活支援等の総合的な支援を進めていきます。

〔主な取り組み〕

- ・ 相談機能の充実
- ・ 就業支援の推進

1-2-3 障害がある人もない人もともに暮らせる社会の構築

《現状と課題》

これまで本市では、障害のある人が、地域で安心して暮らせるように支援体制を充実させるほか、平成21年度には「第2次船橋市障害者施策に関する計画」を策定するなど、施策を着実に推進してきました。

一方、国では、障害者基本法の抜本改正、障害者差別禁止法制の整備、障害者総合福祉法（仮称）の創設に向けて幅広く審議を行っており、障害のある人を取り巻く制度が大きく変化することが予想されます。

こうした状況の中、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会を構築するためには、生活環境の整備や相談・就労支援等の各種施策を、関係機関との連携により進めるとともに、今後予想される国の制度改革にも対応していく必要があります。また、すべての市民が、障害及び障害のある人について理解を深めるためには、啓発の推進や福祉教育の充実、ボランティア活動に関する情報提供が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らし、すべての市民が、障害及び障害のある人について理解を深めている状態

〔施策の方針〕

障害のある人が生活の質を向上させ、地域で安心して生き生きと暮らせる環境をつくるため、関係機関と連携し、就労環境・生活環境の改善や社会参加を促進するとともに、市民への啓発を図ります。

《施策の方向》

施策1) 障害への理解の浸透と地域交流の促進

市民が、障害及び障害のある人についての正しい理解を得られるように、様々な啓発活動や広報活動を推進するとともに、障害のある人のスポーツ・レクリエーション、文化活動等への参加による地域交流を促進します。

〔主な取り組み〕

- ・啓発広報活動の推進
- ・スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進

施策2) 支援と自立の促進

障害のある人の積極的な社会活動への参加を促進し、地域での自立と生活の質の向上を図るために、関係機関との緊密な連携のもと、相談・雇用・就業体制や保健医療を充実させます。

〔主な取り組み〕

- ・生活支援体制の構築
- ・地域移行^(注15)の推進
- ・経済的自立の支援
- ・雇用・就業機会の拡大
- ・障害のある人に対する保健・医療施策の推進

施策3) 生活環境の充実

障害のある人が住みやすい生活環境をつくるために、障害福祉施設等を適切に管理運営するほか、社会福祉法人等が運営する施設への指導や整備等により、施設利用者の福祉環境を充実させます。

〔主な取り組み〕

- ・障害福祉施設等の運営管理による生活環境の充実
- ・民間障害福祉施設等の指導・整備
- ・住宅バリアフリー化の推進
- ・公共公益施設のバリアフリー化等の普及啓発

1-2-4 健やかな高齢期を過ごすための環境づくり

《現状と課題》

本市においても、今後のさらなる高齢化の進行が想定されており、それに伴い認知症高齢者やひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加が見込まれます。

こうした状況の中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるようにするためには、元気な高齢者への地域参加機会の提供、在宅サービスの充実と介護家族者への支援、施設サービスの充実などが求められます。また、横断的な課題に対応するため、関係機関との連携により、施策を総合的・計画的に推進していくことが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮している状態

〔施策の方針〕

高齢者が生き生きとした活力のある社会を創造していくために、多様な社会参加と生きがいづくりの機会を提供するほか、自助・共助・公助の連携による支援体制を確立し、介護予防と地域リハビリテーションを推進するとともに、ニーズに応じた支援サービスを提供します。

《施策の方向》

施策1) 高齢者の生きがいの創造

高齢者が自らの知識や経験を活かして社会活動に参加できるよう、活動機会の拡大を支援します。また、関係団体と協力し、経験等を活かせる就業機会の拡大に取り組みます。

〔主な取り組み〕

- ・地域活動の支援
- ・就労機会の拡大

施策2) 在宅福祉の充実

高齢者の誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送れる社会を目指し、介護や支援が必要となった時に一人ひとりにあったサービスを受けることができるように、NPO・地区社会福祉協議会・民生委員児童委員等との協力体制を構築するとともに、地域包括支援センター等も活用した、多様な在宅福祉サービスの充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援
- ・家族介護者への支援
- ・地域包括支援センターの体制の充実

施策3) 介護サービスの充実

高齢者が自立した生活を送れるように、介護保険サービスに関する情報提供だけでなく、要介護等の状態になることを防ぐ介護予防の観点からの取り組みを推進します。また、在宅生活が困難な高齢者や介護を必要とする高齢者・認知症高齢者のために、利用者のニーズを踏まえて計画的に施設整備を誘導・支援するなど、介護サービスの充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・ 介護サービス事業者情報の提供
- ・ 介護予防事業の推進
- ・ 地域密着型サービスの推進

1-3-1 介護保険事業の推進

《現状と課題》

本市では、平成12年4月に5,268人であった要介護・要支援認定者数が、平成22年4月時点で16,094人に増加しています。今後の急速な高齢化によって、要介護・要支援認定者数のさらなる増加とともに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加など高齢者を取り巻く環境が変化していくことが見込まれます。

こうした状況の中、介護を必要としている高齢者が、できるだけ自立した生活を送ることができるような在宅・施設サービスを、適切かつ効果的に受けられる環境が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

介護を必要とする高齢者が安心して生活できる状態

〔施策の方針〕

介護を必要としている高齢者が、できるだけ自立した生活を送れるように、個々の尊厳を守るとともに、個々の状況を尊重しながら、要介護高齢者数の増加を踏まえたサービス全体の質的・量的充実に努めます。また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加、医療と介護の両サービスを必要とする高齢者の増加など、要介護高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護保険制度を適正に運営します。

《施策の方向》

施策1) 財政の安定・健全化

介護保険財政の安定・健全化を図るために、サービスの需要と供給を中・長期的な視点で的確に捉えて、介護保険事業を計画的に運営します。また、介護保険の財源確保のために、第1号被保険者^(注16)の保険料の賦課徴収を適切に行います。

〔主な取り組み〕

- ・ 介護保険事業の安定的運営
- ・ 介護保険料賦課徴収の適切な実施

施策2) 適正な認定・給付の充実

介護を必要としている高齢者が適切かつ効果的に介護サービスを利用できるように、介護サービスの質の向上を図るとともに、適正な給付を行います。また、サービス利用の基準となる要介護認定を公平かつ的確に行います。

〔主な取り組み〕

- ・ 介護（介護予防）サービス費の適正な給付
- ・ 適正な要介護認定

1-3-2 国民健康保険事業の推進

《現状と課題》

本市の国民健康保険事業は、高齢化による加入者数の増加や医療の高度化等により医療費の高額化が進み、医療給付費が毎年増加している一方、所得の減少により保険料収入が減少し、非常に厳しい財政状況です。

このため、ジェネリック医薬品^(注17)の利用促進やかかった医療費の通知等、医療費の適正化対策を講じているほか、特定健診・特定保健指導の受診率向上を図り生活習慣病を予防しています。今後もこれらの施策を強化し、保険財政を健全化することが求められています。

また、千葉県では、国の国民健康保険事業の広域化方針を受け、「千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針」を策定し、事務の共通化、医療費適正化対策の共同実施などに向けた検討も進めています。

こうした状況にあるため、同方針にもとづく共同事業とあわせて、財政運営の安定化を図っていく必要があります。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

国民皆保険制度のひとつとして安定した運営を行うことにより、市民が安心してサービスを受給している状態

〔施策の方針〕

国民健康保険の制度改正を円滑に進め、早期に定着するよう、適切で十分な情報を発信するとともに、引き続き、健全な国民健康保険事業を運営します。

《施策の方向》

施策1) 国民健康保険の健全な運営

国民健康保険のサービスを安定的に提供するために、保険料の収納対策を強化するなど、事業の健全な運営を図っていきます。

〔主な取り組み〕

- ・ 財政運営の安定化
- ・ 国民健康保険料の収納率向上対策の強化

施策2) 医療費適正化の推進

年々増加する医療費を適正化するため、効率的な事務運営を行うとともに啓発等を行います。

〔主な取り組み〕

- ・ レセプト^(注18)点検の強化
- ・ 適正受診や医療費適正化の啓発
- ・ ジェネリック医薬品の推奨

施策3) 保健事業の充実

メタボリックシンドローム^(注19)をはじめとした生活習慣病を抑えるため、特定健康診査^(注20)の受診勧奨を行います。また、その結果をもとにした生活習慣の改善指導や医療受診勧奨により健康増進を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・ 特定健康診査の受診勧奨
- ・ 特定保健指導^(注21)の推進

1-3-3 生活保護世帯等の自立支援の推進

《現状と課題》

本市では、生活保護世帯の就労支援や自立支援を行ってきました。しかし、昨今の経済情勢を受けて、生活保護世帯は急激に増加しています。

こうした状況の中、生活保護世帯の自立のためには、自立支援施策や相談・指導体制の充実・強化を図るほか、ケースワーカーを育成することが求められています。

また、ホームレスまたはホームレスとなるおそれがある人の自立を促すためには、福祉、健康、住居等の相談を行い、関係機関等と連携しながら問題の解決を図ることが求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

関係機関と連携し相談・指導体制を充実させることで、生活保護世帯・ホームレスの自立が進む状態

〔施策の方針〕

生活保護世帯の自立のために、ケースワーカーの相談・指導体制を充実させ、適切な対応を図るとともに、ホームレスまたはホームレスとなるおそれがある人に対して福祉、健康、住居等の相談支援を行います。

《施策の方向》

施策1) 生活保護世帯等の自立支援の推進

生活保護世帯の自立を図るために、関係機関との密接な連携により、各世帯・個人の実情に応じた相談や援助を行うとともに、最初に相談を受ける面接員やケースワーカーの資質の向上を図ります。また、ホームレスまたはホームレスとなるおそれがある人に対して相談支援を行います。

〔主な取り組み〕

- ・巡回訪問による生活相談・指導
- ・自立・就労の支援

